

国空安政第932号  
令和4年7月25日

公益社団法人日本滑空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長  
(公印省略)

「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正について

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第71条の3第1項に規定する操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。）は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第162条の12の規定に基づき、操縦技能審査員の認定の取消しを受けたときやその認定が失効した場合等において、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、操縦技能審査員の証を国土交通大臣に返納しなければならないとされています。

当該返納手続きについては、これまで返納者が任意の返納方法で行われてきたところですが、

今般、特定操縦技能審査実施要領を改正し、操縦技能審査員あて別添のとおり通知しているところではありますが、貴団体等におかれましても、傘下の操縦技能審査員に対し同内容の周知をお願いします。